

2006年2月24日

知的財産戦略本部御中

知的財産戦略本部 第13回会合に当たって

本部員 野間口 有

知的財産戦略本部における過去3年間の取り組みにより、多くの法改正がなされ、知的財産に関わる諸制度が異例のスピードで整備されたことは、我が国の知的財産立国への基盤を形作るものとして、産業界としても大変喜ばしいことであります。

今後は、今までに行なわれた制度改革を実効に結びつける必要があり、そのための取り組みとして、以下の3点を要望いたします。

1. 産学官連携の取り組みの強化

今までの取り組みで、「大学知的財産本部」、「技術移転機関(TLO)」の整備が進められているが、産学連携をより円滑に進めるために、「大学知的財産本部」と「技術移転機関(TLO)」との一層の連携強化に向けた検討を要望したい。

また、産学連携をより実効あるものにするためには、産学間の人材交流の活発化が重要である。産業界から大学教員の動きは比較的活発だが、学から産への動きの活発化が必要で、このためにサバティカル制度*の活用やインターンシップ制度の充実化(単位の付与等)等が有効と考える。

*サバティカル制度:欧米で普及している大学教官の自主研究目的の長期有給休暇制度

2. 標準化活動の強化

今までの取り組みで多くの施策が実施され、わが国の標準化活動の強化が着実に図られている。しかし、日本の国際競争力を強化する上で、わが国発の技術を国際標準にすることは、今後ますます重要となり、さらなる取り組みの強化が必要と考える。

まず、「国際的な場で標準化をリードできる人材の育成」強化が必要で、このために、「企業の標準化実務経験者の活用」、「大学教官の標準化活動への貢献」、「理工系大学における標準化教育の強化」等の施策が重要と考える。

また、「国際標準の普及と関連する知的財産の保護との調和を図るためのルール整備」が重要で、特に国際標準化機関でのルール整備に向けた働きかけをお願いしたい。

3. 世界特許システムの構築に向けた取り組みの強化

世界特許システムは、世界各国で権利を取得する出願人の手続き・費用負担の軽減と各国特許庁の業務負担の軽減を実現するもので、これまでに日米欧等の主要特許庁間で、審査結果の相互利用の検討が進められ、着実な前進が見られる。

今後は、この動きを加速し、先進国間での相互承認の実現と共に、特にアジア諸国との間で、審査協力、人材育成、IPカルチャー醸成支援等により特許制度の調和推進が望まれる。

以上